

一般競争入札説明書

沖縄県が発注する業務用自動車賃貸借契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札(以下「入札」という。)については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約方法 : 一般競争入札
- (2) 件 名 : 業務用自動車賃貸借契約
- (3) 契約期間 : 令和8年1月5日から令和12年12月31日まで(60ヶ月)
- (4) 納 入 日 : 令和8年1月5日
- (5) 納入場所 : 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県農林水産部村づくり計画課)
- (6) 仕様・数量等 : 別紙仕様書のとおり
- (7) そ の 他 : 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、本契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の一部又は全部を解除する。

2 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称: 沖縄県農林水産部村づくり計画課
- (2) 所在地: 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁行政棟10階)
- (3) 連絡先: 電話番号 098-866-2263 ファクシミリ 098-869-0557
E-Mail aa045306[at]pref.okinawa.lg.jp
※[at]は[@]に置き換えてください。

(4) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年10月29日(水曜日)から11月7日(金曜日)まで(土・日・祝日を除く。)
※午前9時～午後5時まで(12時から13時、土・日・祝日を除く。)

イ 交付方法

2(1)の場所において交付する。なお、沖縄県ホームページに掲載しているPDFファイル等から取得しても差し支えない。

3 入札参加資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人であり、営業年数が令和7年4月1日現在において3年以上あること。
- (2) 沖縄県内に本社、支社、支店(営業所等)を有すること。
- (3) 車両の賃貸に関し、過去2箇年間の間に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む)又は県内の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする2以上の契約実績を有していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限から入札日までの間において、沖縄県の指

名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。

- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7)暴力団排除対策における排除対象者(以下1～5)に該当するものでないこと。
 - 1. 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - 2. 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき
 - 5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (8)県税(法人事業税及び県民税)及び消費税、地方消費税に関し滞納がない者であること。

● 地方自治法施行令(抜粋)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1)契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2)競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3)落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4)地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5)正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6)契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7)この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 申請の方法

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接若しくは郵便で提出すること。

なお、FAX及び電子メールによる関係書類の提出は受け付けない。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期限内にのみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類：

ア 競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)

※支店、営業所等で申請する場合は、本社、本店からの委任状を添付すること。

イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

ウ 財務諸表(直近の決算報告書:貸借対照表、損益計算書、利益処分案を含むこと)

エ 車両の賃貸に関して、過去2箇年間の間の契約実績を証する書類(同種・同規模契約の実績)(第2号様式)

オ 申請する日前の直近3年間の法人事業税及び法人県民税に関し未納がないことを示す証明書

カ 消費税及び地方消費税に関し未納がないことを示す証明書

キ 申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒(140円切手を貼付したA4封筒)

(2) 提出先：本説明書2(1)及び(2)を参照。

(3) 受付期限：持参又は郵送いずれの場合も令和7年11月10日(月曜日) 15:00

※必着。郵送による場合は、書留もしくは特定記録を利用すること。

(4) 入札参加資格審査結果の通知：

入札参加資格審査結果は、令和7年11月11日(火)までに通知する。

5 応募に係る質問

(1) 応募に係る質問は質問表(第3号様式)に記入し、2(3)で示したメールアドレスあて電子メールにて提出すること。

ア 件名：「業務用自動車賃貸借契約一般競争入札質問書の送付について(社名)」

イ 期限：令和7年11月6日(木) 12:00まで ※厳守

(2) 質問に対する回答は、沖縄県農林水産部村づくり計画課ホームページへの掲載により随時行う。

6 入札及び開札の日時等

(1) 日時：令和7年11月20日(木) 11時開始

(2) 場所：沖縄県庁10階 海区漁業調整委員会室

7 入札方法等

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。

イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認決定通知書の写しを提出すること。

ウ 入札書(第4号様式)に金額等を記入の上、入札会場で直接提出すること。なお、郵送、電報及び電送による入札は認めない。

エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状(第5号様式)を持参すること。

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則12号)第100条の規定により、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

但し、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に附する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行した場合

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札候補者がいない場合は、直ちに再入札を行う。再入札回数は原則2回までとする。
- (3) 再度の入札を行っても落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格を入札した者と随意契約ができるものとする。

11 最低制限価格

設定しない。

12 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、一般競争入札参加資格確認申請書に用いた印鑑を持参すること。代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合であって、委任状の提出がないときは、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (3) 入札は、最大で3回行うため、入札書は予め複写して持参すること。

13 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

但し、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に附する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合
- (3) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

14 その他

- (1) 本入札における契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年沖縄県条例第56号)に基づく契約であることから、当該年度及び翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除となる。
- (2) 申請書関係書類、入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (4) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員の説明を求めることができる。
ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとし、参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。
- (6) 入札参加の資格を認められた後であっても、当該入札説明書「3 一般競争入札に参加することができない者」に該当する事実があった場合は、当該入札資格を取り消す。
- (7) 当該入札に定めのない事項については、地方自治法(昭和23年法律第67号)、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。